

各位

高知県弓道連盟
審査部

審査会への申込他について（一部改訂）

～令和6年4月18日以降の申込・振込等から適用～

1. <地連・連合・中央 共通>

(1) 申込書・レポート等（書類紛失・行き違い等の防止のため）

郵送のみ（地連・連合・中央）（従来の連合・中央審査会申込時のレターケース等での受け渡しは廃止します。）

(2) 申込書等の提出先

〒781-9692 高知卸団地郵便局 私書箱18号 高知県弓道連盟 審査部 行

◎封筒の表面 左下他に<朱書き>で記載のこと。（本人の住所等は、裏面に記載。別紙参照）

①審査日（例：令和〇年△月〇日）を記載。 ②審査料他振込日を記載。

③審査種別（例：第△回高知県定期審査会、〇〇連合審査会、【〇〇】〇〇中央審査会）等を記載。

<郵便切手（郵便料金）が不足する場合>封筒を受け取らず、そのまま郵便局・差出人に返却予定。
（時々発生しており、郵便料金不足の連絡、郵便料金立替、現金授受他事務が繁忙となるため。
再提出は可能であるが、期限厳守のこと。）

(3) 審査料他（地連 HP の審査料他「記入例」他参照）

加入者名：高知県弓道連盟 口座番号：ゆうちょ銀行（01600-4-111065）（従来どおり）

（振込審査料他は、「申込書類提出の有無・審査会参加の有無」他理由の如何に関わらず基本的に返金は行わない。）

(4) その他

- ・期間超過や書類他不備の場合は、不受理となり、受審出来ない場合あり。
- ・振込等は必ず「記入例」等を参照し記入のこと。（振込用紙の記入不備も不備返却・不受理の対象）
（事務局で不備返却・不受理を判断。提出書類は不返却。不備返却・不受理時は事務手数料を差引、後日返却の場合あり。）

◆地連 HP<令和〇年度中央審査会日程表及び県連盟締切日>に記載のない連合審査会等
（＝高知県弓道連盟に対し、正式には審査会主催地連等から連絡がない審査会）への申込

◎県連盟での申込締切日は、基本審査会実施日の10週間前（70日前）。（受付はその4週間前に開始）

（締切日は75日前締切の一部地連等様々であるが、本県は、基本70日前を採用）（着金、郵便も期日必着）

- ・（「主催地連への問合せ期間の確保」「事務局への急な事務負担の軽減」「不備対応」等のため。）

2. 地連審査会（四段以下）

(1) 日程・実施要項等（支部等での掲示は各支部の判断）

高知県弓道連盟 HP（以下「地連 HP」という）で確認してください。（基本的に HP 以外の連絡はしない。）

(2) 審査料振込・申込書類等の受付

実施要項で期限を確認のこと。（審査料等着金、申込書他の郵便も期日必着）

(3) 立順等：地連 HP 等に掲示します。

3. 連合審査会（五段）

（1）日程・実施要項等（支部等での掲示は各支部の判断）

地連 HP で確認してください。（基本的に HP 以外の連絡はしない。地連に正式連絡のない審査は掲示しない。）

（2）審査料・申込書類等受付

地連 HP <令和〇年度中央審査会日程表及び県連盟締切日> で確認のこと。（着金、郵便も期日必着）

（3）立順等：地連 HP 他に掲示します。（県下受審者少数の場合：受審者本人のみに通知のみ場合あり）

4. 中央審査会（称号・六段以上他）

（1）日程・実施要項、立順等

全日本弓道連盟 HP で確認してください。（地連 HP への掲載、支部連絡等は基本実施しない。）

（2）<審査料・申込書類等受付期間の設定>

地連 HP <令和〇年度中央審査会日程表及び県連盟締切日> 等の

県連申込締切日の4週間前（28日前）から締切日までの期間 <期間・締切厳守！！>

上記期間外は、申込不備・不受理とし受審出来ない場合あり。

（中央審査会は、実施要項等の公表から、締切日まで6ヶ月超の場合もあり、事務繁忙のため受付期間を設定する。）

<事務局からのお知らせ>

事務局では審査会申込書、振込票の整理等を行い、高知県弓道連盟会長「印」を押印し、連合会・全日弓連に郵送等を行なっています。（地連分は地連内で次の事務処理担当者に書類等を送付。）

その中で、不備等が多く、補完・修正等の手間も多く、本来不要な事務負担が増加し、結果として、事務局の個人的な時間を犠牲にされ、不備発生者に時間を奪われている状態です。（皆ボランティアであり、多くは仕事しており、家庭もあります。）

不備内容としては、「振込票（記載内容不備）や封筒表書きの不備」「審査申込書（自署・印鑑漏れ）、レポート（県連漏れ）の不備等」「期日超過や受付期間外の郵便到着」「郵便料金不足」「他必要事項漏れ」などがあります。

これまで、審査会受審の機会が失われないように、不備は事務局で補完したり、受審者に連絡する等の対応を行なってきました。ただ、**不備者本人に「事務局等の負担をかけている意識が希薄な方」も多いのも現実**です。

（「この程度の記載で判るだろう」「私は〇段だから許されるだろう」「私は称号・称号受審者だから」などの甘えもある？）

また、中央審査会の実施要項は令和7年3月分まで発表されており、早期に地連に対し、申込書他の送付、振込等が可能な状態となっています。事務局としては、締切期日までの長期間書類を保管し、振込資金の管理を行い、締切後他の受審者と合わせて全日弓連に送付必要があるため、受付期間を4週間設定しています。（各連合審査も類似）

このため、**不備者の自覚を促したり、事務局の私生活を守るため、上記にも記載していますが、不備書類の返却等を行います。**今後、返却により、期日を超過し、審査会を受審出来ない場合も発生することもあると思いますが（審査料は返金されなかったり、郵便等の手数料を追加で徴求する場合も）（学生も一般も同じ基準で、返却は事務局で判断します。）**不備は、事務局のプライベートの時間を奪っているなどの現実を理解していただき、皆さんの協力をよろしくお願い致します。**

（返却判断の基準は？などの悲しい質問はしないでくださいね。正しく記載、対応することだけを願っています。至誠と礼節をお願いします。）

事務局も冷静に、公平に、判断していくつもりではありますが・・・。）

以上